

長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定についての一部  
改正についてここに告示する。

令和2年9月25日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定につい  
ての一部改正について

長崎県後期高齢者医療広域連合告示第25号

長崎県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について（平成  
21年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第3号）の一部を令和2年  
10月1日から次のように改正する。

本則中「ため、平成21年度から次の順序により、1年度交替で」  
を削り、「金融機関を」の次に「次のとおり」を加え、

「株式会社 十八銀行  
株式会社 親和銀行」  
を「株式会社 十八親和銀行」に改める。